

佐賀県が発注する物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札（以下「入札」という。）に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項は次のとおりとする。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成21年6月19日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請の時期

平成21年7月1日から平成21年7月31日までとする（この期間以降も随時受付を行うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがある。）。

2 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は、佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>）からダウンロードできる。

また、佐賀県出納局用度管財課用度・車両担当（郵便番号 840 - 8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号0952 - 25 - 7194）において随時配布する。

(2) 申請書の提出方法

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度・車両担当に提出しなければならない。ただし、特に認めた書類については、提出を要しない。

なお、営業又は事業開始後1年未満の者で、決算期末到来により納税証明書が発行されない場合は、納税証明書に代わり法人設立（設置）届・個人事業税の開業届の写しを提出すること。

- ア 営業又は事業概要書
- イ 業種及び取扱品目届
- ウ 使用印鑑届
- エ 委任状（支社等に入札等の権限を委任する場合に限る。）
- オ 登記簿謄本（法人の場合に限る。）
- カ 市役所又は町村役場で発行する身分証明書（個人の場合に限る。）
- キ 生年月日証明書（運転免許証、保険証、住民票の写し等）
- ク 東京法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人の登記がなされていないことを証する書類（個人の場合に限る。）
- ケ 申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書
- コ 県税の未納の額がないことを証する書類（入札参加認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの）
- サ 個人県民税（住民税）納税証明書（申請書を提出する直前1年間の個人県民税（住民税）に係るもの）
- シ 地方消費税納税証明書（申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの）
- ス 営業又は事業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類
- セ その他必要と認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 入札参加資格認定を受けることができない者

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの
- (2) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (3) 営業又は事業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者
- (4) 暴力団員が実質的に経営を支配している等、知事が特に不相当と認める者

4 資格及び資格審査

次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合は実態調査を行う。

(1) 営業又は事業の経営状況

申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業又は事業開始後1年を経過していない者にあつては営業又は事業開

始日から審査基準日の前日までの間、営業又は事業を停止し、又は休止した者で、営業又は事業再開後1年を経過していないもの（あつては営業又は事業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合

(2) 経営の規模

審査基準日における資本金の額、従業員構成及び数並びに設備の状況

(3) 契約の履行実績

審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合

5 審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新等手続

(1) 入札参加資格の有効期間は、平成21年10月1日（随時の受付を行った者については、その資格を認定した日）から平成23年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

平成21年9月30日に有効期間が満了する者で、有効期間の更新を希望するものは、この公告に基づき申請書類を提出すること。

7 入札参加資格の取消し

3の(2)のアからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者については、入札参加資格認定を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。